

山都町スポーツ・文化合宿補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ・文化団体等が実施する合宿誘致を促進し、町内の社会体育施設・社会教育施設の有効活用、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、山都町で合宿を行うスポーツ・文化団体等に対する補助金について、山都町補助金等交付規則（平成17年山都町規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿：スポーツ・文化技術の向上を目的として取り組む練習（練習試合の実施を含み、大会、練成会等の募集型イベントへの参加を除く）を行う合宿をいう。
- (2) 宿泊施設：町内の旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業、同上第3項に規定する旅館営業及び同条第4項に規定する簡易宿泊営業に係る施設、並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条に規定する届出住宅をいう。
- (3) 参加者：合宿に参加した選手及び指導者（部長、監督、コーチ、マネージャー等をいい、保護者及び付添人は含まない。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる合宿等（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 合宿等において、宿泊施設に宿泊した参加者の数に宿泊日数を乗じて得た数が10名以上であること。
- (2) 国、県その他地方公共団体から同種の補助金等を受けていないこと。
- (3) 営利目的でないこと。
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的としていないこと。
- (4) 当該年度の3月31日までに終了すること。
- (5) 全各号に掲げるもののほか、町長が不適當と認めるものでないこと。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学

校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校の生徒又は学生で構成される団体とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、各団体1回の合宿につき、延べ宿泊者数に1,500円を乗じて得た額とし、10万円を上限額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、山都町スポーツ合宿等補助金申請書(様式第1号)に規則第3条第2項の添付書類を添付し提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の添付書類は次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 参加者名簿
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は前条の申請があったときは、その内容を審査したうえで補助金交付の可否を決定し、山都町スポーツ合宿等補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により通知する。

(申請内容の変更又は中止)

第8条 補助金交付決定を受けた補助事業者は、第7条の規定より提出した書類の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、山都町スポーツ合宿等補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りではない。

2 町長は、前項の規定による提出があったときは、これを審査し、山都町スポーツ合宿補助金変更(中止)承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が補助対象事業を終了したときは、規則第13条により速やかに以下の書類を添付して実績を報告しなければならない。

- (1) 山都町スポーツ合宿等補助金実績報告書(様式第3号)
- (2) 宿泊者数証明書
- (3) 補助対象事業が確認できる写真等

(補助金の額の確定等)

第9条 町長は前条の規定による実績報告書の提出があったときは、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、山都町スポーツ合宿等補助金交付確定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業等の完了後に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、山都町スポーツ合宿等補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 町長は、第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には第7条の交付決定の全部若しくはその一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (3) 交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。